

# 高度化法に基づく非化石エネルギー源の 利用目標達成計画について

2018年7月6日

資源エネルギー庁

# 高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の提出について

- エネルギー供給構造高度化法（以下、「高度化法」という。）に基づき、小売電気事業者、及び一般送配電事業者、特定送配電事業者のうち、前事業年度における電気の供給量が5億kWh以上の事業者は、2016年3月に告示改正が行われたことを踏まえ（2030年度44%目標）、2017年度分より、非化石エネルギー源の利用目標達成計画（達成計画）を経産大臣に提出することとなっている。

▶ 対象事業者：前年度の前事業年度における電気の供給量が5億キロワット時以上の事業者  
→旧一電10社及び大手新電力36社 計46社（販売電力量シェア約98%）

※詳細は高度化法に係る電気事業者の非化石電源比率の算出方法等について（ガイドライン）を参照。（エネ庁HPに掲載）

## <達成計画の報告対象事業者>

旧一般電気事業者	新電力			
北海道電力	F-Power	新出光	東京ガス	MCリテールエナジー
東北電力	イーレックス	ウエスト電力	東急パワーサプライ	グローバルエンジニアリング
東京電力EP	エネット	北海道瓦斯	王子伊藤忠エネクス	エナリスパワーマーケティング
中部電力	昭和シェル	伊藤忠エネクス	テプコカスタマーサービス	大和ハウス工業
北陸電力	エネサーブ	大阪瓦斯	新日鉄住金エンジニアリング	SBパワー
関西電力	サイサン	JXTGエネルギー	KDDI	ハルエネ
中国電力	ミツウロコグリーン	オリックス	シナジアパワー	
四国電力	日本テクノ	洸陽電機	アーバンエナジー	
九州電力	Loop	サミットエナジー	丸紅新電力	
沖縄電力	ダイヤモンドパワー	リコージャパン	関電エネルギーソリューション	

▶ 10社

▶ 36社

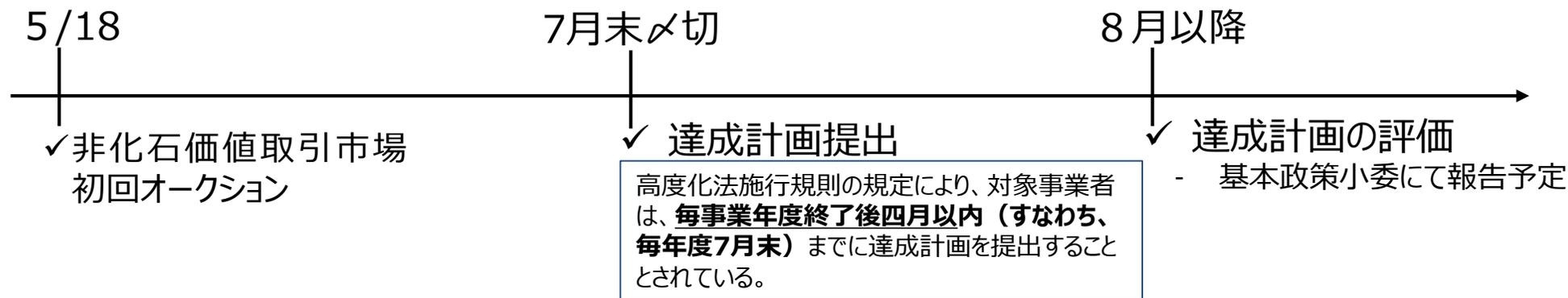
（順序は小売登録番号順）

# 高度化法の非化石エネルギー源の利用目標達成計画の評価について

- 高度化法の判断基準（告示）において、「非化石電源比率の目標到達に向けて、国は、毎年、事業者（複数の事業者で取組を行っている場合にあつては、当該複数の事業者）の単位で、目標到達の状況と到達に向け適切な取組みを行っているかを評価する」としており、今回提出される達成計画について評価を行う。
- 他方で、中間評価の基準を設定していない現在の状況下においては、足元の非化石電源比率を基に定量的に評価する基準が存在しない。
- このため、**今回提出される達成計画については、現状の非化石電源比率を確認するとともに、2030年度の目標達成に向けた取組み状況や、目標を実現する上での課題等の確認に重点をおいて評価を行う。**

※現状の非化石電源比率や各社が記載した取組み状況、課題については、集計の上、次回以降の基本政策小委にて報告予定。

## <達成計画の提出に係るスケジュールのイメージ>



## (参考) エネルギー供給構造高度化法

- エネルギー供給構造高度化法は、エネルギーの安定供給・環境負荷の低減といった観点から、電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者に対し、非化石エネルギー源の利用を拡大するとともに、化石エネルギー原料の有効利用を促進することを目的としている。
- 非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断基準（以下、告示）にて、小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を2030年度に44%以上にすることが求められている。

### エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、**エネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況にかんがみ、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、エネルギー供給事業の持続的かつ健全な発展を通じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。**

### 非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断基準（平成28年経済産業省告示第112号/平成29年経済産業省告示第130号）

#### 1. 非化石エネルギー源の利用の目標

電気事業者は、平成42年度において供給する非化石電源（エネルギー源としてエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第2項に規定する非化石エネルギー源（以下単に「非化石エネルギー源」という。）を利用する電源をいう。以下同じ。）に係る電気の量（省略）に、非化石電源に係る電気に相当するものの量（再エネ特措法第2条第5項に規定する特定契約に基づき当該電気事業者が調達する同条第2項に規定する再生可能エネルギー電気であって、同法第55条第1項に規定する調整機関が認定した電気の量をいう。）を加算した量の、供給する全ての電源による発電量に対する比率（以下「非化石電源比率」という。）を電気事業（電気事業者の行う小売供給に係る事業をいう。以下同じ。）全体として44%以上（省略）とすることを目標とすることとする。

# 非化石価値取引市場の初回オークション結果について

- 2017年4月～12月に発電されたFIT電気に係る非化石証書の初回オークションを2018年5月18日に実施。
- **26社**が購入し、約定量は約**516万kWh**。（約定価格は1.3～4.0円/kWh（平均**1.3円/kWh**））
- 初回オークションにて購入された非化石証書は、2017年度の排出係数（特にメニュー別係数）の算定に活用可能。2017年度時点で実質的にゼロエミッションの電気（以下、CO2フリー電気）のメニューを設定していた小売事業者は限定的であったにもかかわらず、26社の企業が入札に参加したことは、各社の関心の高さを表しているものと考えられる。
- 2018年度以降は非化石証書の販売開始によってCO2フリー電気がより身近になったことや、海外NGOへの温暖化ガス排出量報告時に非化石証書を組み合わせた電気がCO2フリー電気として認められるようになったこと等から、CO2フリー電気の需要拡大と、非化石証書の取引量拡大を期待。

## 非化石証書の初回オークション結果

## 初回オークションによる収入

取引名	2017年度非化石証書取引（通年） 2018年5月18日約定処理
約定量	5,155,738kWh
約定最高価格	4.00円/kWh
約定最安価格	1.30円/kWh
約定量加重平均価格	1.30円/kWh
入札参加会員数	26
約定会員数	26

- 
- 今回のオークションによる収入は約516万kWh×1.3円/kWh  
≒**約670万円**
  - 今回のオークションによる収入は賦課金単価に影響を与えないため、次回以降のオークションによる収入と合算して賦課金単価に反映されることになる。

## (参考) FIT非化石証書の売り上げと賦課金の関係について

- 賦課金（納付金）単価は、毎年度、適用する年度の前年度末に公表することとしている。
- このため、X年度の賦課金単価には、X-1年度中に行われたオークションの売り上げを反映することとする。
- X-1年度中に行われたオークションにおける売上額が少なく、X年度の賦課金単価に影響が生じない場合には、X年度の賦課金単価に反映することを見送り、X年度に行われるオークションの売上額と合算し、X+1年度の賦課金単価で反映することとする。

### <イメージ>

